

資格規定

(穿孔技師)

平成 30 年 5 月 (改訂)

令和 4 年 6 月 (改訂)

令和 4 年 10 月 (改訂)

穿孔技師資格制度規定

第1章 総 則

第1条 (名称及び管理者)

本規定は、穿孔技師資格と称し、管理責任者は一般社団法人日本管更生技術協会（以下当協会という）である。

第2条 (目的)

φ800mm未満の本管更生後の取付管接続部の穿孔を確実に実施でき、かつ穿孔部の構造上の弱点を補填できる知識を有する証として資格を認定することを目的とし、下記に示す技能及び知識を有する者に資格を認定する。

— 記 —

1. φ800mm未満の本管更生後、遠隔操作穿孔機を用い、取付管接続部の穿孔をできる技能を有すること。
2. 取付管接続部の穿孔仕上げ状況を最大限良好とするための穿孔計画、前処理等の知識を有していること。
3. 穿孔部の強度低下や穿孔後の漏水の原因を理解し、防止対策知識を有していること。
4. 穿孔作業において必要とされる各種更生工法の使用材料の材質及び特性に関する知識を有していること。
5. 各種遠隔操作穿孔機の種類及び特徴に関する知識を有すること。

第3条 (認定)

当協会が実施する資格試験合格者に、代表理事が穿孔技師資格を認定する。

第4条 (資格者の責務)

本資格取得者は、取付管穿孔の計画・実施・工程・安全・品質等の穿孔作業全般技能及び管理責務を担う。

第2章 組 織

第5条 (JPR 資格試験制度委員会)

本規定の活動組織は、会長のもとに JPR 資格試験制度委員会（以下、資格委員会という）を置くものとする。

資格委員会のメンバーは、当協会の理事及び管更生技士資格習得者、及び当協会に属さない学校教育法に規定する大学若しくはこれに相当する外国の学校において土木に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にある者、若しくはこれらの職にあった者又は土木に関する科目の研究により博士の学位を授与された者より代表理事が選任し、本人の受託確認をもって結成される。

第3章 試験及び資格者証

第6条 (試験の方法と認定)

- ① 1 級穿孔技師
 - 実地技能試験及び面接とする。
- ② 2 級穿孔技師
 - 筆記試験及び実地技能試験とする。

試験合格者は、合格通知後、良好な健康状況を証するため当協会に運転免許証の写し、または住民票、及び健康に関する自己申告書を提出し、確認後合格証書、資格者証が発行され認定される。

第7条 (有効期限と更新及び登録の抹消)

- ① 合格通知後の合格証の期限は無期限とする。
- ② 資格者証の有効期限は5年とする。
- ③ 資格者証の更新は300箇所以上の穿孔実績、または実地技能試験及び健康状態の確認により承認される。
- ④ 登録及び証明等を受けた者が不正又は著しく不当な行為をした場合には資格委員会で審議して不良・不適格な者と判断された場合は代表理事が登録を抹消する。

第 8 条 （試験の出題及び実地技能試験）

本規定における資格試験出題は、「穿孔技師テキスト」（一社）日本管更生技術協会（2016 年 4 月）及び関連法令より選出される。

— 記 —

関連法令

労働基準法	（昭和 22 年 法律第 49 号）
建設業法	（昭和 24 年 法律第 100 号）
道路交通法	（昭和 35 年 法律第 105 号）
下水道法	（昭和 33 年 法律第 79 号）
労働安全衛生法	（昭和 47 年 法律第 49 号）

実地技能試験とは、更生管または塩ビ管等を用いた模擬更生管路を地上に設置し、所定の取り付け管位置をテレビカメラ等で確認し、穿孔機を用いて穿孔したものを確認する。

第 9 条 （受験資格及び申し込み）

- ① 1 級穿孔技師
2 級穿孔技師合格後の 2 年以上経験する者及び 1,000 箇所以上の穿孔実績を有する者を受験対象者とする。
- ② 2 級穿孔技師
普通自動車運転免許所有者を受験対象者とする。
- ③ 申し込み方法
当協会ホームページに掲載される実施案内及び受験申込書をダウンロードし、所定の期日までに必須事項を記入した受験申込書を本部事務局に郵送するとともに受験手数料を納付する。

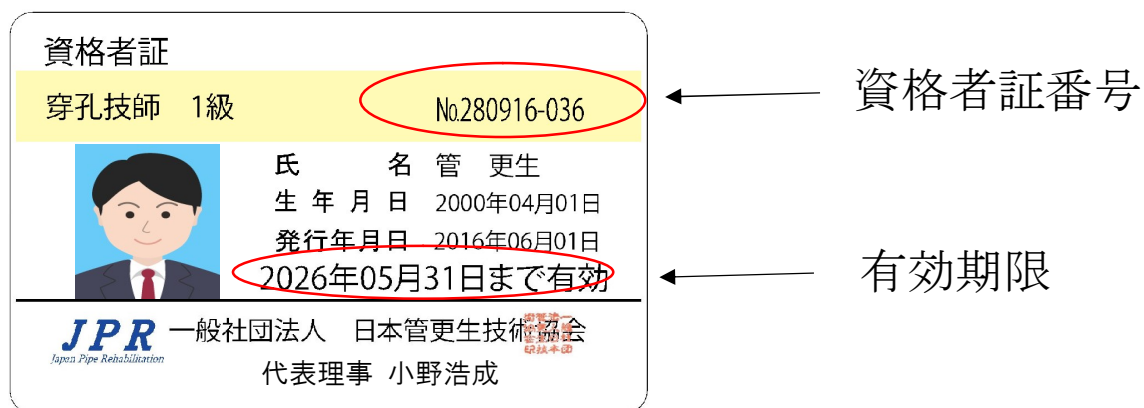
第 10 条 （試験の開催）

本規定による穿孔技師資格試験の開催は、随時とし適宜の会場で開催される。ただし、資格委員会の決議により追加開催できるものとする。資格試験開催予定内容は年度初めに新聞や当協会ホームページ及び当協会作成ポスター等で開示する。

第11条 (資格者証)

下記に資格者証の記載内容を示す。

(例)



第4章 運 用

管更生工事関連の取付管接続部の穿孔作業を行う場合は、穿孔技師資格者証を常に携帯するものとする。

穿孔作業において、穿孔ミス等の問題が発生した場合にはその状況を速やかに当協会に報告するものとする。